

平成23年10月26日

## ファイル共有ソフトを使った違法ファイル（データ）共有に注意！

高速・大容量のインターネットの普及を背景に、音楽や映画などを自分のパソコンや携帯電話にダウンロードして楽しむ人が増えています。音楽や映画などの作品には、その創作に携わった人々の権利（「著作権」など）があり、その利用には権利をもつ人（「著作権者」など）の許諾を得なければならないことが「著作権法」で定められています。

また、インターネット上では、著作権者の許諾を得ないで、「winny」などのファイル共有ソフトを使って、音楽や映像のファイルをダウンロードしたり、アップロードして他人がアクセスできるような状態にする違法ファイル共有（著作権侵害行為）が増加しています。

京都府警察では、今年に入りファイル共有ソフトを使用した著作権侵害などの違法行為で8名を逮捕・検挙しており、特に、ファイル共有ソフト「Cabos」では、無料で音楽データ入手するために中高生の頃から使用し、学校教育で指導を受けながらも、安易に使用していたケースが確認されています。

皆さんには、今一度、ファイル共有ソフトを使って、インターネット上から違法音楽ファイルをダウンロードすると自動的に他人にアップロードもしてしまうなど、著作権法違反となることを十分に理解してください。特に、学校関係者・保護者の皆さんには、音楽や映画などの著作権者の権利を保護するとともに、少年を加害者としないためにも、適切な指導対応をお願いします。

京都府警察本部サイバー犯罪対策課

情報セキュリティ対策係 075-451-9111（内線3222）

一般社団法人 日本音楽著作権協会

広報部 03-3481-2164